

## 滑川市エコハウスリノベーション推進事業補助金実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、滑川市エコハウスリノベーション推進事業補助金交付要綱（令和7年滑川市告示第68号）（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準における用語の定義は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第1号）に定めるところによる。

### (エコハウス性能基準)

第3条 要綱第2条第4号で規定する基準は、次に掲げる要件の全てに適合するものであることとする。

- (1) 断熱性能については、外皮平均熱貫流率が0.34以下であること。
- (2) 気密性能については、相当隙間面積が $5.0\text{cm}^3/\text{m}^2$ 以下であること。
- (3) 一次エネルギー消費量について、設計一次エネルギー消費量が、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- (4) 耐震性能について、壁量1.25倍（評価方法基準における耐震等級2相当）であること。

### (雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。